

国民年金保険料の納付免除制度のお知らせ

この春から年金記録をめぐる問題について全国的な話題となつています。7月は免除申請の更新の時期であり、手続きと問合せ先についてお知らせします。

国民年金には、日本国内に住む20歳以上60歳未満の方すべてが加入しなければなりません。

経済的な事情などにより保険料を納めることが困難な方のため、保険料の「申請免除制度」や「若年者納付猶予制度（30歳未満の方に限る）」があります。申請し承認されると保険料の納付が免除又は猶予されます。

保険料を納付しないままですと、将来、病气やけがで障害が残ったときに障害基礎年金が受けられなくなったり、遺族基礎年金を受けられなくなることもありますので、納

付免除・納付猶予の申請を行うようにしましょう。

なお、免除の審査は、申請者本人と配偶者、世帯主の前年所得で判定されますが、次の表の基準を超えていても、失業した場合や天災により損害を受けた場合などの理由で承認されることもあります。

納付猶予の場合は、申請者本人と配偶者の前年所得で判定され、所得基準の額は全額免除の額と同じです。免除・納付猶予の期間は7月から翌年6月までで、申請した月にかかわらずこの期間で承認されます。

平成17年7月より「全額免除（失業や天災等を理由とした場合を除く）」又は「納付猶予」の承認を受け、継続審査を希望された方は、毎年7月の世帯の状況で審査されますので、毎回申請を行わずに

もよくなりました。また、免除や納付猶予を受けた保険料は、将来、経済的に余裕ができた場合、10年以内は納めることもできます。手続き方法など詳しくは、お問合せください。

お問合せ
 苦小牧社会保険事務所
 ☎ 0144-36-6131
 役場国保年金課年金係
 ☎ 2512
 年金ダイヤル
 ☎ 0570-05-1165

◎国民年金の保険料

月額保険料（平成19年度）	
定額保険料	14,100円
付加保険料	400円

*付加保険料は、国民年金基金に加入していない方があわせて納めることができます。

《免除申請の所得基準等》

免除の区分	所得基準（目安）	月額保険料	老齢基礎年金を受けるとき
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	0円	年金額に3分の1が反映
4分の3免除	78万円+(扶養親族等の数×38万円(※))	3,530円	年金額に2分の1が反映
半額免除	118万円+(扶養親族等の数×38万円(※))	7,050円	年金額に3分の2が反映
4分の1免除	158万円+(扶養親族等の数×38万円(※))	10,580円	年金額に6分の5が反映

*扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円として計算します。

*学生の場合は、「学生納付特例制度」が優先し、申請免除を受けることができません。

《申請に必要なもの》 ・年金手帳、印かん

失業を理由とする免除申請の場合は「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険被保険者離職票」、「事業主の証明」等も必要となります。

《社会保険出張相談所を臨時開設します》

苦小牧社会保険事務所の職員が相談に応じますので、ご希望の方はお越しください。

日時 7月12日(木) 10時～16時
 場所 保健センター機能訓練室(役場早来庁舎となり)

◎年金記録のお問合せは

苦小牧社会保険事務所 ☎ 0144-36-6131
 年金ダイヤル ☎ 0570-05-1165 ☎ 0120-657830
 インターネット <http://www.sia.go.jp/>